

令和3年11月15日

11月号

## 愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



## 離職者等緊急生活資金のご案内

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

## 《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

## (離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

## (休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

## 離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

## 休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 10月の認証企業のご紹介

両立応援ゴールド企業2社を新規認証しました！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

10月は、両立応援ゴールド企業2社を新規認証、また、両立応援企業4社を更新認証しました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】1社

認証番号	企業名	所在地
40	愛媛製紙株式会社	四国中央市
42	株式会社杉住宅	松山市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【更新】4社

認証番号	企業名	所在地
96	山内建設株式会社	四国中央市
100	株式会社松山建装社	松山市
151	社会福祉法人双星会	松山市
460	株式会社MST	松山市

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課  
TEL 089-912-2502

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

【認証メリット】

- ・認証マークを活用したイメージアップ
- ・求人票や会社説明会でのPR
- ・働き方改革に向けた社内の機運醸成

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）TEL089-915-3260



## 令和3年度 愛媛中央産業技術専門学校 参観 DAY! の開催について



愛媛中央産業技術専門学校では、訓練生の訓練成果の披露、ものづくり体験教室、実習作品の即売等を通じて地域との交流を図るとともに、専門学校及び職業訓練への理解を深めていただくため、次のとおり『参観 DAY!』を開催しますので、是非御来校ください。

### ◆ 参観 DAY!

日 時:11月21日(日) 10:00~15:30

場所等:愛媛中央産業技術専門学校 (〒799-1534 今治市桜井団地 4-1-1 TEL(0898)48-0525)

- 内 容:
- (1)訓練見学ツアー 参加者の皆様に各科の訓練風景をご案内いたします。5人程度の班に分かれていただき、訓練生が各科を案内します。(約1時間)
  - (2)訓練体験 各科の代表的な訓練内容を体験していただきます。(約1時間) 当日抽選となります。
  - (3)作品販売 タオル製品(今治タオルものづくり科第2実習場)、縫製品(服飾モード科本館2階教室)で販売しています。ぜひお買い求めください。
  - (4)作品展示 視聴覚教室にて、昨年度のE・ものづくりアワードの作品や今年度の各科の主な作品を展示しています。是非ご高覧ください。

### ◆ 申込方法

ホームページより参観申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、持参又は FAX で愛媛中央産業技術専門学校へ送付してください。



### ◆ 注意事項

- ・参観 DAY! は予約制です。参加希望者の方は、事前に本校へ下の参加申込書を持参又は FAX 送付してください。
- ・当日、車は下記案内図①運動場へ駐車してください。自転車バイクで来校の方は、下記案内図②正門側駐輪場に置いてください。
- ・参観される方は、定刻(午前の部 9:55 分、午後の部 12:55 分)までに下記案内図③視聴覚教室へお集まりください。
- ・下記案内図③視聴覚教室前テントで受付・検温を実施します。必ずマスクを着用してご来校ください。
- ・タオル製品・縫製品の購入希望の方は、品物を入れる袋をご用意ください。
- ・当日体調の悪い方は、参観をお控えください。



# 愛媛県内企業 短期人材マッチング支援事業

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響による労働需要の不均衡を解消するため、愛媛県より受託し雇用維持を希望する企業と短期人材の確保を希望する企業の出向契約のマッチング支援を行っております。  
支給要件を満たした場合、  
産業雇用安定助成金を利用いただけます。



雇用シェア（在籍出向）による雇用維持を検討される企業を支援します

## オンライン出向相談

雇用シェア（在籍出向）による雇用維持を検討されている事業者向けに、「出向相談」を行っており、毎月1回、社会保険労務士による「オンライン出向相談」を実施しておりますのでご活用ください。「在籍出向」について知りたい方、相談したい方はぜひお問い合わせください。

### 社会保険労務士による「オンライン出向相談」

毎月第3  
水曜日  
13:30  
15:00

対象：愛媛県内の事業者  
「在籍型出向ではどのような準備が必要か」  
「出向時の社会保険・労働保険の負担はどうか」  
「出向に関する就業規則の整備は」など  
※相談は1事業者2回まで可能です。

在籍方出向の概要をまとめた「セミナー動画」  
  
愛媛県内企業 短期人材  
マッチング支援サイトにて  
公開中

※各回1事業者・1時間まで  
※都合により開催日が変更となる場合があります。

### 出向相談

対象：愛媛県内の事業者  
「従業員の在籍出向を検討したい」  
「県内企業短期人材マッチング支援事業について知りたい」  
「従業員の送出（または受入）の登録をしたい」など  
※事前にご連絡ください。



オンライン



来社

出向の流れ



「失業なき労働移動」を支援する専門機関  
「(公財) 産業雇用安定センター愛媛事務所」と共同でマッチング支援を行います。

「産業雇用安定助成金」については裏面をご確認ください。

マッチング支援のお問い合わせ・お申し込みは、WEBまたは電話で

(愛媛県内企業短期人材マッチング支援事業受託者)  
伊予鉄総合企画株式会社  
企画本部広告事業部

089-913-7878  
FAX: 089-913-7778 [平日 9:00~18:00]

雇用シェア 愛媛  
<https://koyoshare-ehime.jp/>



# 「産業雇用安定助成金」のご案内

## 助成金の対象となる「出向」

### 対象・前提

- 雇用調整を目的とする出向が対象です。  
(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)
- 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は、元の事務所に戻って働くことが前提です。

### その他要件

- 出向元と出向先が、親子・グループ間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること。
- 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと。 などの要件があります。  
※令和3年8月1日から、独立性が認められない事業主間で実施される出向も一定の要件を満たせば助成対象となります。

## 助成金の特徴

### 01 出向元・出向先ともに助成金が受けられます。

**出向元事業主** 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

**出向先事業主** 当該労働者を受け入れる事業主

### 02 出向運営経費・出向初期経費の2つの助成があります。

#### 1 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業 (※1)	中小企業 以外 (※1)
出向元が労働者の解雇などを行なっていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行なっている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業 2/3、中小企業以外 1/2

#### 2 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など、**出向の成立に要する措置を行なった場合に助成**します。(※2)

	出向元 / 出向先
助成額	各 10 万 / 1 人あたり（定額）
加算額(※3)	各 5 万 / 1 人あたり（定額）

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

※助成金を受けるにあたっての支給要件は、こちらに記載されている以外にもございますので、

詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」（厚生労働省作成）をご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。

産業雇用安定助成金



マッチング支援をご希望の方は、伊予鉄総合企画株式会社（詳しくは表面）へお問い合わせ・お申し込みください。



愛媛県  
公式  
ehime official

えひめで働きたいあなたを応援！  
愛媛県内の求人を日本で一番多く※掲載！

※HRソリューションズ調べ



＼お仕事を探すなら／

あのこの**愛媛** 〰〰  
あの街、この町で、はたらこう



# 特設ページOPEN!

退職中ですぐ働きたい方

UIJターン希望の方

愛媛で働きたい就活生の方

## …に役立つ情報満載です!



### <すぐに仕事を探せる!>

- ・スマホから簡単に求人検索
- ・24時間、ネットで応募可能
- ・新卒、中途、パート・アルバイト、多様な求人情報を掲載

### <相談窓口や各種支援策の情報を集約!>

- ・お仕事探しやUIJターンについての相談窓口
- ・愛媛県内の魅力ある企業の紹介
- ・就活学生を対象とした助成制度
- ・移住や子育てに役立つ支援情報

退職中で、すぐ  
働きたい方はこちら



UIJターン  
希望の方はこちら



就活中の  
新卒学生はこちら



運営

愛媛県

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、いよぎん地域経済研究センター、エス・ピー・シー、野村総合研究所、HRソリューションズ(以上、順不同)は、「あのこの愛媛」の運営・推進に協力しています。

# 特設ページからの求人検索方法

ページ内の求人検索機能で  
絞り込みを行います。

条件に合う求人情報が  
表示されます。

**1** 職種・業種・条件などのキーワードを入力

**2** 市・町名を入力

**3** 赤いボタンをクリック

Webまたはお電話から簡単に応募できます！

## あのこの愛媛の特徴

- 愛媛県の公式求人・移住サイト
- 近所のお店の短時間パートから地元企業の社員募集まで、愛媛県のお仕事情報が28,000件以上(2021年8月末時点)
- 愛媛で暮らすためのUIターン関連情報も続々掲載

あのこの(愛媛)

あの街、この町で、はたらこう

<https://ano-kono.ehime.jp/>

あのこの愛媛

検索

TOPページの  
バナーを  
CLICK!



◀ 本サービスに関する、よくあるご質問と、お問合せ受付フォームはこちらから。

# 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

## 令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度、P2参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

## 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

### ● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（P2参照）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の**収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

### ● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

## 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

### 現行

- （育児休業の場合）
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
  - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

### 令和4年4月1日～

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）
  - ※※育児休業給付についても同様に緩和

### 3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

#### 4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育休制度（R4.10.1～）	育休制度（現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	分割して 2回取得可能	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲※2で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある 場合に限り 再取得可能※3	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、  
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合  
⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

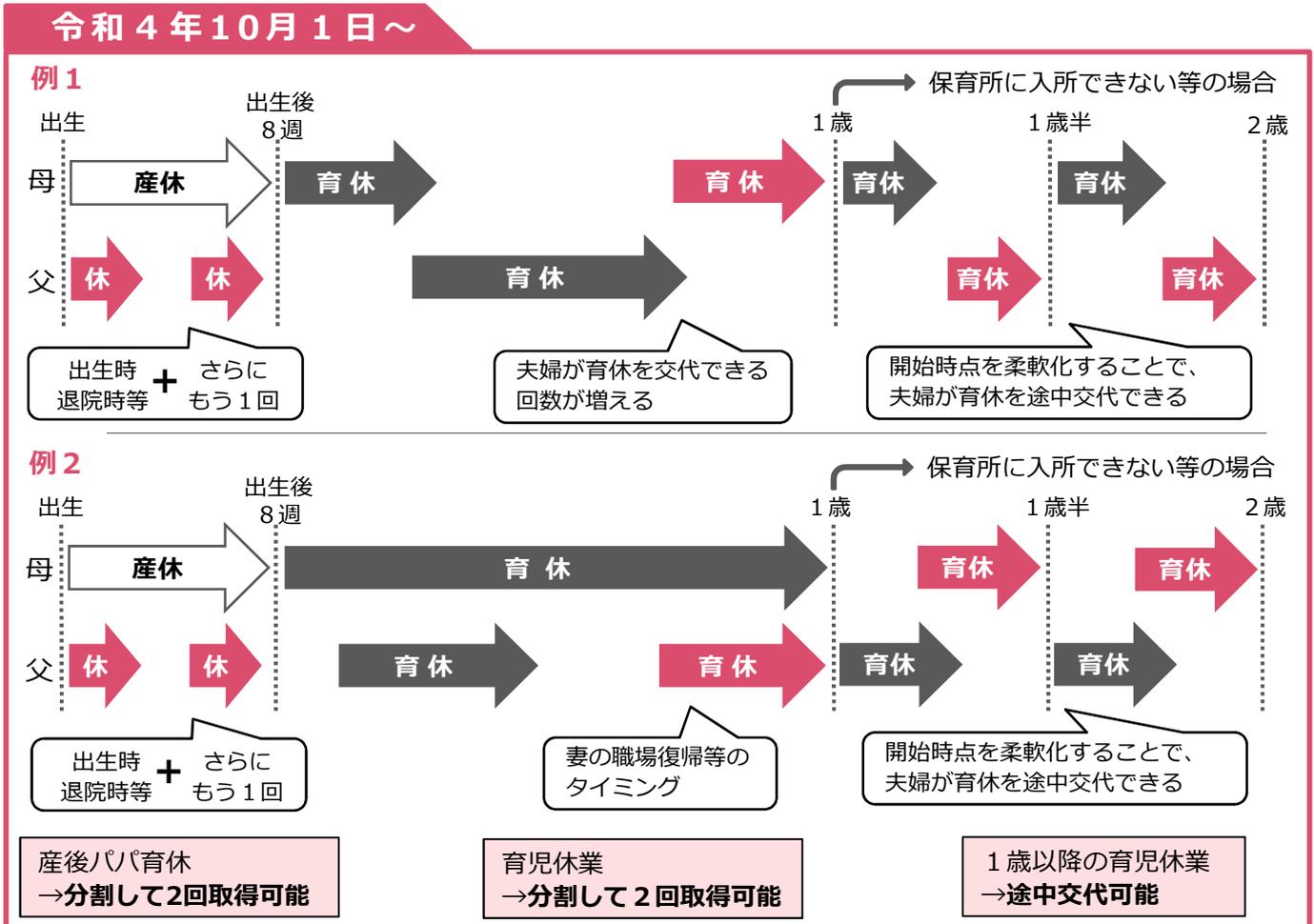
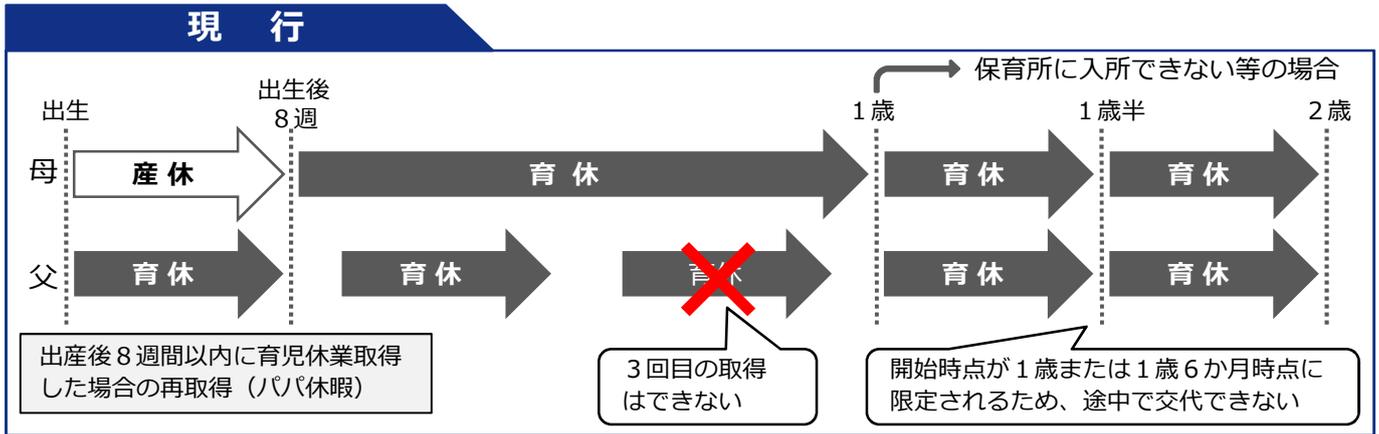
休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間 休	休	休	8時間	6時間 休	休	休 4時間	休	6時間 休

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。

注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

## 改正後の働き方・休み方のイメージ（例）



※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

## 育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

### ハラスメントの典型例

- ・ 育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
- ・ 産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。

## 5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

### さらに詳しく知るための情報・イベントなど

#### ■ 男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

##### ① 男性の育児休業取得促進セミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>



#### ■ 両立支援について専門家に相談したい方へ

##### 【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

##### ② 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>



#### ■ 雇用環境整備、個別周知・意向確認の例

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用いただけます。

##### ③ 社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

##### ④ 個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

近日厚生労働省ホームページに掲載予定です。



### 育児・介護休業法に関するお問い合わせは 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

令和4年  
4月1日より

# 労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。  
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

## 職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

## 職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
<b>1 身体的な攻撃</b> 暴行・傷害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 殴打、足蹴りを行う。</li> <li>● 相手に物を投げつける。</li> </ul>
<b>2 精神的な攻撃</b> 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。</li> <li>● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。</li> </ul>
<b>3 人間関係からの切り離し</b> 隔離・仲間外し・無視	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。</li> </ul>
<b>4 過大な要求</b> 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。</li> </ul>
<b>5 過小な要求</b> 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。</li> <li>● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。</li> </ul>
<b>6 個の侵害</b> 私的なことに過度に立ち入ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。</li> </ul>

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

# 「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 <b>事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止</b> されています。

## 職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制を整備**すること
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと  
(コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等)
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示す**こと
  - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
  - ・労働者以外の者(個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
  - ・相談体制の整備
  - ・被害者への配慮のための取り組み  
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
  - ・被害防止のための取り組み(マニュアルの作成や研修の実施等)

## 職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

愛媛労働局雇用環境・均等室

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

電話番号 089-935-5222 (総合労働相談窓口) 089-935-5208

### 社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料  
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」  
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

あかるい職場応援団 HP



厚生労働省が設置した労災特別介護施設

# ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



## 愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

### 1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

### 2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

### 3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m<sup>2</sup>の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

### 4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

### 5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）  
所在地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号  
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



労働委員会の窓	(10月分)
---------	--------

## 1 会議関係

- 10月8日 第1308回公益委員会議  
「令和3年(不)第1号事件の申立てについて」など4件
- 10月22日 第1199回愛媛県労働委員会総会  
「ウェブ会議による総会開催に関する申合せ(案)等について」など6件

## 2 集团的労使紛争関係

## ○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業, 卸売業, 小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
3年(不) 第1号	学術研究, 専門技術サ ービス業	R 3. 9. 6	2	誠実団交実施	係属中

## 3 個別的労使紛争関係

## ○ 労働相談

	相談者数	相談件数
10月	40	65
累計(4月~)	173	290

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

## 雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、  
労働委員会に相談してみませんか？

### 労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

### 使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等  
を行う公正・中立の県の行政機関です。  
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお  
受けします。

### 愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

## 目次

### ご案内

- 離職者等緊急生活資金のご紹介-----1
- えひめ仕事と家庭の両立応援企業 10月の認証企業ご紹介-----2
- 愛媛中央産業技術専門学校 参観DAY! の開催について-----3
- 企業の在籍型出向を支援！「オンライン出向相談」のご案内-----4～5

### お知らせ

- 愛媛県内の仕事探しに役立つ情報満載！あのこの愛媛特設ページオープン-----6～7  
〔愛媛労働局から〕
- 育児・介護休業法改正ポイントのご案内-----8～11
- 「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！--12～13
- ケアプラザ新居浜のご案内-----14～15  
〔愛媛県労働委員会から〕
- 労働委員会の窓（10月分）-----16～17